

性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン

～再犯防止プログラムの活用～

令和5年3月
法務省大臣官房秘書課

【ガイドライン策定の趣旨】

性犯罪をした者に対しては、矯正施設・保護観察所において、認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムを実施しているが、それらの者の再犯防止のためには、刑事司法手続終了後も地域社会において、支援を継続することが重要。

⇒ 令和4年度、法務省の調査研究事業として、地方公共団体等が地域社会で活用可能な性犯罪をした者に対する再犯防止のガイドラインを策定。

ガイドラインの概要

構成

- ① **用語の解説**
- ② **性犯罪に関する基本知識**
 - ・ 性犯罪の発生状況、性犯罪をした者の刑事施設再入率
 - ・ 法務省、地方公共団体、関係機関等による取組状況
- ③ **性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援**
 - ・ 支援ニーズの把握
 - ・ 具体的な支援方法、支援に当たっての留意点
- ④ **関係機関との連携の在り方**
 - ・ 関係機関の役割及び連携方策

付属資料

- ・ インテークシート（対象者のニーズを把握するための質問項目）
- ・ STEPs-R（認知行動療法に基づくプログラム（全5回））
- ・ セルフチェックシート（生活状況を振り返り、問題を視覚的に把握）

ガイドラインを活用した支援の流れ（例）

矯正施設・保護観察所

- 専門的な処遇プログラムの実施
- 保護観察を終了する直前の者等に対して、地方公共団体の窓口を紹介



地方公共団体（主に都道府県を想定）

- インテークシートを活用し、対象者の支援ニーズを把握
- （必要に応じて、）
 - ・ STEPs-Rを活用したプログラムの実施
 - ・ セルフチェックシートを活用したフォローアップ
- （対象者の支援ニーズに応じて、）
 - ・ 医療機関等へのつなぎ
 - ・ その他の支援（就労支援、福祉的支援等）